

議案第六号

杉並区結核診査協議会条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十七年二月十八日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区結核診査協議会条例の一部を改正する条例

杉並区結核診査協議会条例（昭和五十年杉並区条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

杉並区結核の診査に関する協議会条例

第一条中「結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百四十二号）第三条第二項」を「結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第五十条」に、「杉並区結核診査協議会」を「杉並区結核の診査に関する協議会」に改める。

第七条を第九条とし、第六条を第八条とし、第五条を第七条とする。

第四条第一項中「三人以上の委員の出席がなければ」を「委員の過半数が出席しなければ」に改め、同条を第六条とする。

第三条中「区長」を「保健所長」に改め、同条を第五条とする。

第二条第一項中「（関係行政庁の職員のうちから、委嘱された委員を除く。）」を削り、同条第二項中「あつた」の下に「と認める」を加え、同条を第三条とし、同条の次に次の

一条を加える。

(委員長)

第四条 協議会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
第一条の次に次の一条を加える。

(組織)

第二条 協議会は、次に掲げる者につき、委員五人以内をもつて組織する。

一 結核の予防又は結核患者の医療に関する事業に従事する者 四人以内

二 医療以外の学識経験を有する者 一人

附 則

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和五十年杉並区条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表区長の項中「杉並区結核診査協議会」を「杉並区結核の診査に関する協議会」に改める。

(提案理由)

結核予防法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る等の必要がある。

杉並区結核診査協議会条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>杉並区結核の診査に関する協議会条例 （趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第五十条の規定に基づき、杉並区結核の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（組織）</p> <p>第二条 協議会は、次に掲げる者につき、委員五人以内をもつて組織する。</p> <p>一 結核の予防又は結核患者の医療に関する事業に従事する者 四人以内</p> <p>二 医療以外の学識経験を有する者 一人</p> <p>（委員の任期）</p>	<p>杉並区結核診査協議会条例 （趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百四十二号）第三条第二項の規定に基づき、杉並区結核診査協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（委員の任期）</p>

第三条 委員

の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 区長は、委員に職務遂行上の支障があり、又は委員としてふさわしくない行為があつたと認めるときは、前項の規定にかかわらず、協議会の意見を聴いて、委員を解任することができる。

(委員長)

第四条 協議会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第二条 委員（関係行政庁の職員のうちから、委嘱された委員を除く。）の任期は、

二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 区長は、委員に職務遂行上の支障があり、又は委員としてふさわしくない行為があつたときは、前項の規定にかかわらず、協議会の意見を聴いて、委員を解任することができる。

(招集)

第五条 協議会は、保健所長が招集する。
(会議)

第六条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 略

(会議の非公開)

第七条 略

(委員以外の者の出席)

第八条 略

(委任)

第九条 略

第三条 協議会は、区長が招集する。
(会議)

第四条 協議会は、三人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 略

(会議の非公開)

第五条 略

(委員以外の者の出席)

第六条 略

(委任)

第七条 略